

○日高町スポーツ賞表彰規程

平成9年12月17日

教委規程第1号

(趣旨)

第1条 本町スポーツの発展に貢献し、その功績が著しい者(団体を含む。以下同じ。)又は各種スポーツ競技において優秀な成績を収めた者について、この規程の定めるところにより、表彰を行うものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ賞
- (3) スポーツ奨励賞
- (4) ジュニアスポーツ賞

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与するとともに、副賞を付与して行うものとする。

(選考)

第4条 表彰は、日高町スポーツ賞選考委員会の審議を経て、町長が決定する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。